#### 浜松市日常生活用具費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項第6号の規定に基づき、障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具(以下「用具」という。)の購入に要する費用(以下「用具費」という。)の一部を助成することにより日常生活の便宜を図り、もって、福祉の増進に資することを目的とする。

(用具の種目及び助成の対象者)

- 第2条 助成の対象となる用具の種目は、別表1に掲げる内容とし、その対象者は、浜松 市に住所を有し、在宅で次の各号のいずれかに該当するもので、同表の「対象者」欄に 掲げる者とする。
  - (1) 身体障害者手帳又は療育手帳を有する者
  - (2) 法第4条第1項及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第2項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者(以下「難病患者等」という。)のうち、在宅で療養が可能な程度に症状が安定していると医師によって判断されている者
- 2 次の各号の用具は、浜松市が法第19条に基づき支給決定をしている施設入所者等についても、助成の対象とすることができる。
- (1) 排泄管理支援用具
- (2)頭部保護帽
- (3) 携带用会話補助装置
- (4)情報·通信支援用具
- (5) 人工喉頭
- 3 用具費の助成を受けようとする者が18歳以上の障害者である場合は、当該障害者及びその属する世帯の他の世帯員(配偶者に限る。)のうち、用具の申請のあった月の属する年度(用具の申請のあった月が4月から6月までの間である場合においては、その前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額が46万円以上であるときは、助成対象外とする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、法における居住地特例の対象となる施設に入所又は入 居する者のうち、他市町村より用具費の助成を受けている者については、助成対象外 とする。

(助成の制限)

第3条 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく施策により給付等を受けるこ

とができる用具については、同法による給付等を優先するものとする。 ただし、40歳以上65歳未満の介護保険の被保険者でない者で、生活保護を受給 している者については、日常生活用具を助成して差し支えないものとする。

2 対象者が、法第5条第10項に規定する施設入所支援又は同条第17項に規定する 共同生活援助を行う住居その他これらに類する住居として市長が認める住居(以下 「施設等」という。)に入居又は入所している場合、施設等で設備すべき備品及び施設 等で具備している用具については、助成対象外とする。

(助成の申請)

- 第4条 用具費の助成を受けようとする者(18歳未満の障害児にあってはその保護者) (以下「申請者」という。)は、日常生活用具費助成申請書(第1号様式その1~2)により申請するものとする。
- 2 既に助成を受けている用具又は当該用具と同一の品目(点字図書、排泄管理支援用具、 居宅生活動作補助用具を除く。)の申請については、前回の決定日より別表1の「耐用 年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として助成対象外とする。ただ し、当該期間を経過する前に、修理不能等により用具の使用が困難となった場合は、こ の限りではない。
- 3 難病患者等は、難病患者等診断書(第2号様式)又は市長が必要と認める書類を添え て市長に申請しなければならない。この場合において、対象者が現に難病患者等居宅生 活支援事業によるサービスを受けており、症状等の確認が可能であるときは、難病患者 等診断書等の提出は不要とする。

(助成の決定)

- 第5条 市長は、助成の申請があった場合は、必要な調査及び審査を行い、調査書(第3 号様式)を作成し、適否を決定しなければならない。
- 2 助成が適当であると認めた場合にあっては、申請者に対し日常生活用具費助成決定通知書(第4号様式)を、日常生活用具を納入する業者(以下「業者」という。)に対し日常生活用具費助成券(第5号様式)(以下「助成券」という。)、及び日常生活用具費助成決定のお知らせ(第6号様式)を交付するものとする。
- 3 助成が適当でないと認めた場合にあっては、申請者に対し日常生活用具費助成却下決 定通知書(第7号様式)を交付するものとする。
- 4 市長は、申請の手続きの利便を考慮し、排泄管理支援用具、人工内耳用電池(ボタン 電池)及び埋込型人工喉頭用人工鼻については、次のとおり助成券を一括交付すること ができるものとする。
- (1) 暦月を単位として2ヶ月ごとに助成券1枚を交付することができる。
- (2) 別表1の限度額(月額)の範囲内で、1ヶ月に必要とする用具に相当する額の2倍 (2ヶ月分)の額を助成券1枚に記載して交付することができる。
- (3) 助成券は、申請1回につき3枚(半年分)まで一括交付することができる。

5 前項に規定する用具の助成券の有効期限は、当該助成券の助成対象年月の当月末とする。

(助成額)

- 第6条 助成の額は、用具費の額(別表1に定める限度額までとする。以下同じ。)の10 分の9に相当する額(以下「助成額」という。)とする。ただし、点字図書にあっては、 当該点字図書の購入費から出版施設が発行する証明書に記載された一般図書購入価格相 当額を控除した額とする。
- 2 同一の月に係る用具費の額から助成額を控除して得た額が、法76条に基づく補装具 費による世帯における月額上限額(以下「上限額」という。)を超える場合は、当該用具 費の額から上限額を控除して得た額を助成する。

なお、所得区分及び利用者負担上限月額は別表2のとおりとする。

(助成額の支払等)

第7条 用具費の助成は、業者が助成券を添付して市長に請求した内容を市長が審査し、 適当と認めた場合に助成額を業者に支払うことにより行うものとする。

(返還等)

- 第8条 用具費の助成を受けた者は、当該用具を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供してはならない。
- 2 市長は、前項に違反した場合と認めるときは、当該助成に要した費用の一部または全額を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成28年7月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

附則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

附則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

附則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分 の間使用することができる。

附則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

	章害者・児、難り				T	1 .
種	品目	対 象 者		   性 能 等	限度額	耐用
目	нн н	18歳以上	18歳未満		(円)	年数
介		下肢又は体幹機能障害2級以上		腕、脚等の訓練のできる器具(サイドレール等)を		
護	特殊寝台	難病患者等にあっては、寝たき	_	付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角	154, 000	8年
· 訓		りの状態にある者		度の調整ができる機能を有するもの		
練		下肢又は体幹機能障害1級(常	下肢又は体幹機能障害2級以上	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止す		
練支援用	特殊マット	時介護を要する者に限る)	で原則として3歳以上のもの	るためマット(寝具)にビニール等の加工をしたも	60,000	5年
友 目	1474 くうし	難病患者等にあっては、寝たき	難病患者等にあっては、寝たき	<i>O</i>	00,000	04
Į.		りの状態にある者	りの状態にあるもの			
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級(常	下肢又は体幹機能障害1級(常	尿が自動的に吸引されるもので、障害者(児)等又		
		時介護を要する者に限る)	時介護を要するもので原則とし	は介助者が容易に使用し得るもの		
		難病患者等にあっては、自力で	て学齢児以上のもの)		67,000	5年
		排尿できない者	難病患者等にあっては、自力で			
			排尿できないもの			
		下肢若しくは体幹機能障害2級	下肢若しくは体幹機能障害2級	障害者(児)等を担架に乗せたままリフト装置によ	によ	
		以上(入浴に当たって、家族等	以上(入浴に当たって、家族等	り入浴させるもの		
	入浴担架	他人の介助を要する者に限る)	他人の介助を要するもので原則		82, 400	5年
		又は同程度の障害を有する難病	として3歳以上のもの)又は同			
		患者等	程度の障害を有する難病患者等			
		下肢又は体幹機能障害2級以上	下肢又は体幹機能障害2級以上	(障害者等)介助者が障害者等の体位を変換させる		
		(下着交換等に当たって、家族	(下着交換等に当たって、家族	のに容易に使用し得るもの		
	体位変換器	等他人の介助を要する者に限	等他人の介助を要するもので、	(障害児等)障害児等又は介助者が容易に使用し得	15,000	5年
	件证及换值	る)	原則として学齢児以上のもの)	るもの	13,000	34
		難病患者等にあっては、寝たき	難病患者等にあっては、寝たき			
		りの状態にある者	りの状態にあるもの			
		下肢又は体幹機能障害2級以上	下肢又は体幹機能障害2級以上	介助者が重度身体障害者(児)等を移動させるに当		
	移動用リフト	難病患者等にあっては、下肢又	で原則として3歳以上のもの	たって、容易に使用し得るもの	全 注 159,000	4年
	1夕野用ソノト	は体幹機能に障害のある者	難病患者等にあっては、下肢又	ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除		4+
			は体幹機能に障害のあるもの	<		

身体	障害者・児、難郷	 				
種	品目	対 象 者		   性 能 等	限度額	耐用
目		18歳以上	18歳未満		(円)	年数
介護・訓練	訓練いす	_	下肢若しくは体幹機能障害2級 以上で原則として3歳以上のも の又は同程度の障害を有する難 病患者等	原則として付属のテーブルをつけることができるも のとする	33, 100	5年
訓練支援用具	訓練用ベッド		下肢又は体幹機能障害2級以上 で原則として学齢児以上のもの 難病患者等にあっては、下肢又 は体幹機能に障害のあるもの	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159, 200	8年
自立生活支援用	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を要する者 難病患者等にあっては、入浴に 介助を要する者	下肢又は体幹機能障害児であって、入浴に介助を要するもので原則として3歳以上のもの難病患者等にあっては、入浴に介助を要するもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者(児)等又は介助者が容易に使用し得るもの ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く	70, 000	5年
月具	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上 難病患者等にあっては、常時介 護を要する者	下肢又は体幹機能障害2級以上 で原則として学齢児以上のもの 難病患者等にあっては、常時介 護を要するもの	障害者(児)等が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる) ただし、取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	9, 850	8年
	頭部保護帽	平衡機能、下肢若しくは体幹機 能障害を有し、必要と認められ る者又は同程度の障害を有する 難病患者等	平衡機能、下肢若しくは体幹機 能障害を有し、必要と認められ るもの又は同程度の障害を有す る難病患者等	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	17, 500	3年
	T字状・棒状 のつえ	平衡機能、下肢若しくは体幹機 能障害を有し、必要と認められ る者又は同程度の障害を有する 難病患者等	平衡機能、下肢若しくは体幹機 能障害を有し、必要と認められ るもの又は同程度の障害を有す る難病患者等	障害者(児)等が容易に使用し得るもの	3, 000	3年

身体	障害者・児、難	病患者等				
種	品目	対 象 者		性 能 等	限度額	耐用
目		18歳以上	18歳未満		(円)	年数
自		平衡機能、下肢若しくは体幹機	平衡機能、下肢若しくは体幹機	概ね次のような性能を有する手すり、スロープ等で		
<u> </u>		能障害を有し、家庭内の移動等	能障害を有し、家庭内の移動等	あること		
生活	   移動・移乗支	において介助を必要とする者又	において介助を要するもので	ア 障害者(児)等の身体機能の状態を十分踏まえ		
自立生活支援用	接用具	は同程度の障害を有する難病患	あって、原則として3歳以上の	たもので必要な強度と安全性を有するもの	60,000	8年
	1及/11六	者等	もの又は同程度の障害を有する	イ 転倒防止、立ち上がり動作補助、移乗動作の補		
月月			難病患者等	助、段差解消等の用具とする		
				ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く		
	温水洗浄便座	上肢障害2級以上	上肢障害2級以上であって、原	取替式の便座(便器一体型を除く)であって、乾燥		
		難病患者等にあっては、上肢機	則として学齢児以上のもの	機能を有するもの。ただし、取り替えに当たり住宅		
		能に障害のある者	難病患者等にあっては、上肢機	改修を伴うものを除く。また、新築等の理由による	151, 200	8年
			能に障害のあるもの	用具の設置については助成対象としない。		
		次のいずれかに該当する者	次のいずれかに該当するもの	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発		
		(1)視覚障害2級以上	(1)視覚障害2級以上	し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの		
		(2) 聴覚障害2級以上	(2) 聴覚障害2級以上			
		(3) 下肢又は体幹機能障害2	(3)下肢又は体幹機能障害2			
		級以上	級以上		(聴覚障害者用)	
	人 火災警報器	(4) 難病患者等にあっては、	(4) 難病患者等にあっては、		15, 500	8年
	JOS EL TIGHT	(1)から(3)のいずれかと	(1)から(3)のいずれかと		(その他)	
		同程度の障害を有する者	同程度の障害を有するもの		7,000	
		(火災発生の感知または避難が	(火災発生の感知または避難が			
		著しく困難な障害者等のみの世	著しく困難な障害者等のみの世			
		帯及びこれに準ずる世帯で、か	帯及びこれに準ずる世帯で、か			
		つ、市民税非課税世帯に限る)	つ、市民税非課税世帯に限る)			

身体	障害者・児、難り					
種	H I		象者	性能等	限度額	耐用
目	нн н	18歳以上	18歳未満	122 110 17	(円)	年数
自立生活支援用具		火災発生の感知及び避難が著しく 困難な者であって、次のいずれか に該当する者 (1)視覚障害2級以上	火災発生の感知及び避難が著しく 困難なものであって、次のいずれ かに該当するもの (1)視覚障害2級以上	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火 液を噴射し、初期火災を消火し得るもの		
	自動消火器	<ul><li>(2) 聴覚障害2級以上</li><li>(3) 下肢又は体幹機能障害2級以上</li><li>(4) 難病患者等</li></ul>	(2) 聴覚障害2級以上		28, 700	8年
	電磁調理器 (卓上式)	視覚障害2級以上又は同程度の障害を有する難病患者等(視覚障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、かつ、市民税非課税世帯に限る。)		視覚障害者等が容易に使用し得るもの	41, 000	6年
	歩行時間延長 信号機用小型 送信機 (カード型送 信機を含む)	視覚障害2級以上又は同程度の障害を有する難病患者等	視覚障害2級以上であって原則と して学齢児以上のもの又は同程度 の障害を有する難病患者等	視覚障害者(児)等が容易に使用し得るもの	12, 000	10年
	聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害2級以上又は同程度の障害を有する難病患者等	_	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87, 400	10年
	視覚障害者用 音声ICタグ レコーダー	視覚障害2級以上又は同程度の障害を有する難病患者等	視覚障害2級以上で原則として学 齢児以上のもの又は同程度の障害 を有する難病患者等	取り付けた I C タグからその物品等の名称や情報 を音声にて再生が可能な製品であって、視覚障害 者(児)等が容易に使用し得るもの	59, 800	6年

身体	x障害者・児、難	病患者等				
種目	品目	対 1 18歳以上	象 者 18歳未満	性能等	限度額 (円)	耐用 年数
自立生活支援用具	障害者用防災ベスト	障害等級4級以上又は同程度の障害を 有する難病患者等で地震発災時の安全 確保が困難若しくは避難が著しく困難 な者	障害等級4級以上又は同程度の障害を 有する難病患者等で地震発災時の安全 確保が困難若しくは避難が著しく困難 なもの	災害発生時、避難中に障害等の有無を明 示できるもの	5, 000	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行 式腹膜灌流法(CAPD)による透析 療法を行う者又は同程度の障害を有す る難病患者等	腎臓機能障害3級以上であって原則と して3歳以上のもの又は同程度の障害 を有する難病患者等	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51, 500	5年
文援用具	ネブライザー (吸入器)	次のいずれかに該当する者 (1)呼吸器機能障害3級以上 (2)在宅で人工呼吸器を使用している身体障害者(ただし、加齢かつ廃用性症候群で気管切開をした等の理由により用具を必要とする者は除く。) (3)難病患者等にあっては、呼吸器機能に障害のある者又は在宅で人工呼吸器を使用している者	次のいずれかに該当するもの (1)呼吸器機能障害3級以上 (2)在宅で人工呼吸器を使用している身体障害児 (3)難病患者等にあっては、呼吸器 機能に障害のあるもの又は在宅で人工 呼吸器を使用しているもの	障害者(児)等又は介助者が容易に使用 し得るもの	36,000	5年
	電気式たん吸引器	次のいずれかに該当する者 (1)呼吸器機能障害3級以上 (2)在宅で人工呼吸器を使用している身体障害者(ただし、加齢かつ廃用性症候群で気管切開をした等の理由により用具を必要とする者は除く) (3)難病患者等にあっては、呼吸器機能に障害のある者又は在宅で人工呼吸器を使用している者	次のいずれかに該当するもの (1)呼吸器機能障害3級以上 (2)在宅で人工呼吸器を使用している身体障害児 (3)難病患者等にあっては、呼吸器 機能に障害のあるもの又は在宅で人工 呼吸器を使用しているもの	障害者(児)等又は介助者が容易に使用 し得るもの	56, 400	5年

身体	障害者・児、難	病患者等				
種	En E	対	兔 者	性能等	限度額	耐用
目		18歳以上	18歳未満	性 形 寺	(円)	年数
在宅療養等支援用具		次のいずれかに該当する者	次のいずれかに該当するもの	障害者(児)等が容易に使用し得るもの		
毛癣		(1) 呼吸器機能障害3級以上	(1) 呼吸器機能障害3級以上			
養		(2) 在宅で人工呼吸器を使用し	(2) 在宅で人工呼吸器を使用し			
等	吸引器・ネブ	ている身体障害者(ただし、加齢	ている身体障害児			
援	吸り癖・不ノ   ライザー両用	かつ廃用性症候群で気管切開した	(3) 難病患者等にあっては、呼		69,000	5年
用用	器	等の理由により用具を必要とする	吸器機能に障害のあるもの又は在		03,000	34
具	7117	者は除く)	宅で人工呼吸器を使用しているも			
		(3)難病患者等にあっては、呼	0			
		吸器機能に障害のある者又は在宅				
		で人工呼吸器を使用している者				
		呼吸器機能障害者又は同程度の障		障害者等が容易に使用し得るもの		
	酸素ボンベ運	害を有する難病患者等であって、			17,000	10年
	搬車	医療保険における在宅酸素療法を			11,000	10
		行う者				
	視覚障害者用	視覚障害2級以上又は同程度の障	視覚障害2級以上又は同程度の障	視覚障害者(児)等が容易に使用し得るもの		
	体温計(音声	害を有する難病患者等	害を有する難病患者等		9,000	5年
	式)				,	,
		担労陸宝の短いし立は日和库の陸		担党院宝老笠が宏見に休用し得てもの		
	· 視覚障害者用	視覚障害2級以上又は同程度の障 害を有する難病患者等		視覚障害者等が容易に使用し得るもの		
	体重計	舌を有りる無柄思有寺	<del>-</del>		18,000	5年
	TT ALL					
		視覚障害2級以上又は同程度の障		視覚障害者等が容易に使用し得るもの		
	視覚障害者用	害を有する難病患者等			15.000	
	血圧計(音声		_		15, 000	5牛
	式)	_				

身体	障害者・児、難り					
種	品目	対 1	象  者	性能等	限度額	耐用
目		18歳以上	18歳未満	性 胀 等	(円)	年数
在		呼吸器機能障害、心臓機能障害若	呼吸器機能障害、心臓機能障害若	脈拍数と経皮的動脈血酸素飽和度を測定で		
宅		しくは同程度の障害を有する者で	しくは同程度の障害を有するもの	き、障害者等が容易に使用できるもの	40.000	
療		あって、在宅酸素療法を行なって	であって、在宅酸素療法を行なっ	難病患者等にあっては、真に必要と認める場	42,000	
在宅療養等支援用具		いる又は人工呼吸器を装着してい	ている又は人工呼吸器を装着して	合に限り、呼吸状態を継続的にモニタリング	呼吸状態を継続	
支	パルスオキシ	る者(呼吸器又は心臓機能障害以	いるもの(呼吸器又は心臓機能障	することが可能な機能を有するもので、難病	的にモニタリン	5年
援田田	メーター	外の場合は医師が必要と認めた	害以外の場合は医師が必要と認め	患者等が容易に使用できるもの	グすることが可	34
具		者)	たもの)		能な機能を有するもの:	
		難病患者等にあっては、在宅酸素	難病患者等にあっては、在宅酸素		157, 500	
		療法を行っている又は人工呼吸器	療法を行っている又は人工呼吸器		101,000	
		の装着が必要な者	の装着が必要なもの			
情		音声機能若しくは言語機能障害者	音声機能若しくは言語機能障害児	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する		
報		又は肢体不自由者であって、発	又は肢体不自由児であって、発	機能を有し、障害者(児)等が容易に使用し得		
音	携带用会話補	声・発語に著しい障害を有する者	声・発語に著しい障害を有するも	るもの	98, 800	5年
思	助装置	又は同程度の障害を有する難病患	ので原則として学齢児以上のもの		30,000	0-
疎		者等	又は同程度の障害を有する難病患			
一支			者等			
意思疎通支援用具		上肢障害2級以上若しくは視覚障	上肢障害2級以上若しくは視覚障	パーソナルコンピュータ、タブレット端末又		
用	情報・通信支	害2級以上であって、必要と認め	害2級以上であって、必要と認め	はスマートフォンを使用するにあたり障害特		
	援用具	られる者又は同程度の障害を有す	られるもの又は同程度の障害を有	性に応じて必要となる周辺機器又はソフト等	150, 000	4年
		る難病患者等	する難病患者等	であって、障害者(児)等が容易に使用し得		
				るもの		
	点字ディスプ	視覚障害2級以上であって、必要		文字等のコンピュータ、タブレット端末又は		_
	レイ	と認められる者又は同程度の障害		スマートフォンの画面情報を点字等により示	430, 000	6年
		を有する難病患者等		すことのできるもの		
	<b>L</b> - <b>L</b> nn	点字による情報の入手が必要であ	点字による情報の入手が必要であ	視覚障害者(児)等が容易に使用し得るもの		
	点字器	る視覚障害者又は同程度の障害を	る視覚障害児又は同程度の障害を		10, 400	5年
		有する難病患者等	有する難病患者等			
		視覚障害2級以上であって、点字	視覚障害2級以上であって、点字	視覚障害者(児)等が容易に使用し得るもの		
	点字タイプラ	による情報の入手が必要である者	による情報の入手が必要であるものスパラの		82,000	5年
	イター	又は同程度の障害を有する難病患	の又は同程度の障害を有する難病			
		者等	患者等			

身体	身体障害者・児、難病患者等						
種	品目	対 1	象  者	性能等	限度額	耐用	
目		18歳以上	18歳未満	工 化 寺	(円)	年数	
情	   視覚障害者用	視覚障害2級以上又は同程度の	視覚障害2級以上で原則として	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、か	85,000 6		
情報	祝見障害有用   ポータブルレ	障害を有する難病患者等	学齢児以上のもの又は同程度の	つ、DAISY方式による録音並びに当該方式に		6年	
辛	コーダー		障害を有する難病患者等	より記録された図書の再生が可能な製品であっ	05,000	04	
思				て、視覚障害者(児)等が容易に使用し得るもの			
意思疎通支援用具	   視覚障害者用	視覚障害2級以上又は同程度の	視覚障害2級以上で原則として	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報			
世	活字文書読上	障害を有する難病患者等	学齢児以上のもの又は同程度の	を暗号化した情報を読み取り音声信号に変換して	99, 800	6年	
援	げ装置		障害を有する難病患者等	出力する機能を有するもので視覚障害者(児)等	33,000		
用	17 衣臣			が容易に使用し得るもの			
*	視覚障害者用	視覚障害者であって、本装置に	視覚障害児であって、本装置に	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に			
		より読書が可能になる者又は同	より読書が可能になるもので、	置くことで、拡大された画像(文字等)をモニ			
	読書器	程度の障害を有する難病患者等	原則として学齢児以上のもの又	ターに映し出せるもの又は撮像した活字を文字と	250,000	8年	
	(据置型・携帯型)		は同程度の障害を有する難病患	して認識し、音声信号に変換して出力する機能を	200,000		
	(加區工 1/4川工/		者等	有するもので、視覚障害児等が容易に使用できる			
				もの			
	   視覚障害者用	視覚障害者であって、本装置に	視覚障害児であって、本装置に	読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡			
	小型拡大読書	より文字等を読むことが可能に	より文字等を読むことが可能に	単に拡大された画像を表示できるもので、容易に			
	器	なる者又は同程度の障害を有す	なるもので、原則として学齢児	持ち運びのできるもの	35, 900	5年	
	(携帯型電子ルーペ)	る難病患者等	以上のもの又は同程度の障害を				
	(3)111 = 1 / /		有する難病患者等				
	   視覚障害者用	視覚障害2級以上又は同程度の		視覚障害者等が容易に使用し得るもの			
	時計	障害を有する難病患者等	_		13, 300	5年	
	. 4 H1						

身体	x障害者・児、難病	患者等				
種	品目	対 1	象  者	性能等	限度額	耐用
目		18歳以上	18歳未満	性 胀 等	(円)	年数
情		聴覚障害者若しくは発声・発語に	聴覚障害児若しくは発声・発語に	一般の電話に接続することができ、音声の代		
報		著しい障害を有する者であって、	著しい障害を有するものであっ	わりに文字等により通信が可能な機器であ		
辛		コミュニケーション、緊急連絡等	て、コミュニケーション、緊急連	り、障害者(児)等が容易に使用し得るもの		
思		の手段として必要と認められる者	絡等の手段として必要と認められ			
疎	   聴覚障害者用	又は同程度の障害を有する難病患	るもので、原則として学齢児以上			
世	<sup></sup>	者等(ただし、ファクシミリ(電	のもの又は同程度の障害を有する		25,000	5年
意思疎通支援用具	刊于生地旧衣电	話一体型含む)については、対象	難病患者等(ただし、ファクシミ			
用		となる障害者等のみの世帯及びこ	リ (電話一体型含む) について			
共		れに準じる世帯で、かつ、市民税	は、対象となる障害者等のみの世			
		非課税世帯に限る。)	帯及びこれに準じる世帯で、か			
			つ、市民税非課税世帯に限る。)			
		聴覚障害者であって、本装置によ	聴覚障害児であって、本装置によ	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並		
	聴覚障害者用	りテレビの視聴が可能になる者又	りテレビの視聴が可能になるもの	びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を		
		は同程度の障害を有する難病患者	又は同程度の障害を有する難病患	合成したものを画面に出力する機能を有し、	88, 900	6年
	情報受信装置	等	者等	かつ災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信	00, 900	04
				するもので、聴覚障害者(児)等が容易に使		
				用し得るもの		
		音声機能若しくは言語機能障害者		顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に		
		又は同程度の障害を有する難病患	又は同程度の障害を有する難病患	音源を口腔内に導き構音化するもの		
	人工喉頭	者等であって、喉頭摘出をした者	者等であって、喉頭摘出をしたも		73,000	5年
	(電気式喉頭)	又は発声筋麻痺等により音声を発	の又は発声筋麻痺等により音声を		10,000	0
		することが困難な者で本装置によ	発することが困難なもので本装置			
		り発声が可能になる者	により発声が可能になるもの			
		音声機能若しくは言語機能障害者		気管孔に取り付けることで発声が可能とな		
		又は同程度の障害を有する難病患	又は同程度の障害を有する難病患	り、容易に使用し得るもの		
	埋込型人工喉頭	者等であって、喉頭摘出をした者	者等であって、喉頭摘出をしたも		28,600	_
	用人工鼻	又は発声筋麻痺等により音声を発	の又は発声筋麻痺等により音声を		20,000	
		することが困難な者で本装置によ	発することが困難なもので本装置			
		り発声が可能になる者	により発声が可能になるもの			

身体	障害者・児、難	病患者等				
種	品目	対	象  者	性能等	限度額	耐用
目	品目	18歳以上	18歳未満	1 性 膨 等 	(円)	年数
情		主に、情報の入手を点字によって	主に、情報の入手を点字によって	点字により作成された図書		
報		いる視覚障害者又は同程度の障害	いる視覚障害児又は同程度の障害			
•		を有する難病患者等(助成は年間	を有する難病患者等(助成は年間		<b>七日337</b> 年	
思思	点字図書	6タイトル又は24巻を限度とす	6タイトル又は24巻を限度とす		市長が必要	
疎		る。ただし、辞書等一括して購入	る。ただし、辞書等一括して購入		と認めた額	
通		しなければならないものを除	しなければならないものを除			
意思疎通支援用		⟨∘⟩	<∘)			
用用		聴覚障害者又は同程度の障害を	聴覚障害児又は同程度の障害を有	人工内耳用音声信号処理装置及び人工内耳用		
具		有する難病患者等であって、現	する難病患者等であって、現に人	ヘッドセットであって、現に装用している人		
	人工内耳体外	に人工内耳を装用している者	工内耳を装用しているもの(ただ	工内耳体外機が5年以上経過しているもの	200, 000	5年
	機	(ただし、医療保険が適用され	し、医療保険が適用される場合を			
		る場合を除く。)	除く。)			
	人工内耳用電 池	聴覚障害者又は同程度の障害を	聴覚障害児又は同程度の障害を有	人工内耳用電池等で、次のア又はイのいずれ	ボタン電池:	
		有する難病患者等であって、現	する難病患者等であって、現に人	かとする。	月額2,500	充電器:3年
		に人工内耳を装用している者	工内耳を装用しているもの	ア 人工内耳用ボタン電池	充電器:28,600	元 電船 : 3年 充電池 : 1年
				イ 人工内耳用充電器及び充電池	充電池:17,600	九电他 . 1十
		夜盲又は視野狭窄の症状を有す	夜盲又は視野狭窄の症状を有する	画像入力装置を見たいものにかざすことで、		
		る視覚障害者であって、白杖を	視覚障害児であって、白杖を使用	明るく拡大された画像等を目の前のモニター		
		使用した単独歩行が可能で、医	した単独歩行が可能で、医師の意	に映し出せるもの		
	   暗所視支援眼	師の意見書等で有用性及び安全	見書等で有用性及び安全性が認め			
	鏡	性が認められる者。又は、同程	られるもので、原則として学齢児		395, 000	8年
	少元	度の障害を有する難病患者等。	以上のもの。又は、同程度の障害			
		(実機を体験し助成が必要であ	を有する難病患者等。(実機を体			
		ると認められるものに限る。)	験し助成が必要であると認められ			
			るものに限る。)			
排	ストマ装具	ストマ造設者	ストマ造設者	障害者(児)等又は介助者が容易に使用し得		
泄管	(消化器系)			るもの	8,900	_
埋	(111101010)					
接	ストマ装具	ストマ造設者	ストマ造設者	障害者(児)等又は介助者が容易に使用し得		
排泄管理支援用具	(尿路系)			るもの	11, 700	
77						

別表1

別表1

身体障害者・児、難病患者等						
種	品目	対	象  者	性 能 等	限度額	耐用
目		18歳以上	18歳未満		(円)	年数
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)3級以上の者難病患者等にあっては、下肢又は体幹機能に管害のある者(1)同一の助成とする(2)上記(1)の改修後なおに関連では、体幹機能障害、乳幼児の事態では、本幹機能障害、乳幼児期動機能障害(移動機能障害に限よる運動機能障害に限力を関係をできるが変化したことによいのででは、ないのででは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)3級以上のもので、原則として学齢児以上のもの難病患者等にあっては、下肢又は体幹機能に障害のあるもの(1)同一の助成対象者につき原則1回の助成とする(2)上記(1)の改修後なお下肢、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)の障害程度が変化したことにより障害等級変更を行いかつ再度住宅改修が必要と認められる場合は、新たに限度額の範囲内で助成できる。	障害者(児)等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの(1)手すりの取付け(2)床段差の解消(3)滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更(4)引き戸等への扉の取替え(5)洋式便器等への便器の取替え(5)対式便器等への便器の取替え(6)玄関から道路までの通路部分などの屋外における住宅改修(7)その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	200, 000	

身体	障害者・児、難り	<b></b>				
種	品目	対	象  者	性能等	限度額	耐用
目		18歳以上	18歳未満	生 能 等	(円)	年数
	防災ベッドフ レーム	障害等級2級以上又は同程度 の障害を有する難病患者等で あって、常に就床を要すると 市長が認める者(昭和56年5月 31日以前に建築した木造住宅 又は同日において工事中で あった木造住宅で、耐震評点 が1.0未満のものに居住する者 に限る)	障害等級2級以上又は同程度 の障害を有する難病患者等で あって、常に就床を要すると 市長が認めるもの(昭和56年5 月31日以前に建築した木造住 宅又は同日において工事中で あった木造住宅で、耐震評点 が1.0未満のものに居住するも のに限る)	家屋倒壊時に就床者を保護する空間を確保する寝台付属品で、積載荷重5トン以上の性能を有するもの	82, 000	
防災支援用具	発電機等、人 工呼吸器用外 部バッテリー	呼吸器機能障害者又は難病患者等であって、在宅で人工呼吸器、吸引器、酸素濃縮器等電気式の医療機器を使用している者	呼吸器機能障害児又は難病患者等であって、在宅で人工呼吸器、吸引器、酸素濃縮器等電気式の医療機器を使用しているもの	障害者(児)等又は介助者が容易に使用し得るものア 発電機(正弦波インバーター発電機)イ ポータブル電源(蓄電池)ウ DC/ACインバーター(カーインバーター)エ 人工呼吸器用外部バッテリーは、医療保険制度の対象とならない場合に限る。	[初回] 発電機等 (ア〜ウのうち 1品目) 及びバッテリー 200,000 [再助成] バッテリー 100,000	発電機等: - バッテリー: 5年
	情報機器	聴覚障害者、視覚障害者若し くは盲ろう者又は同程度の障 害を有する難病患者等	聴覚障害児、視覚障害児若し くは盲ろう児又は同程度の障 害を有する難病患者等	障害者(児)等が容易に使用し得るもの 用具例:テレビが聞けるラジオ・腕時計型受 信機	150, 000	_

知的障害	者・児				
種目	品目	対 象 者	性能等	限度額 (円)	耐用 年数
支援用具介護・訓練	特殊マット	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され、障害の程度が重度又は最重度である者(療育手帳A)で、原則として3歳以上のもの	失禁等による汚染又は損耗を防止するため マット (寝具) にビニール等の加工をした もの	60,000	5年
自立生活支援用	頭部保護帽	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され、障害の程度が重度又は最重度である者(療育手帳A)で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	17, 500	3年
支援用具	温水洗浄便座	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され、障害の程度が重度又は最重度(療育手帳A)であり訓練を行なっても自ら排便後の処理が困難な者で、原則として学齢児以上のもの	取替式の便座(便器一体型を除く)であって、乾燥機能を有するもの。ただし、取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除くまた、新築等の理由による用具設置の場合については助成対象としない。	151, 200	8年
	火災警報器	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され、障害の程度が重度又は最重度(療育手帳A)であって、 火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(当該者の世帯が単身 世帯及びこれに準ずる世帯で、かつ、市民税非課税世帯に限る)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	7, 000	8年
	自動消火器	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され、障害の程度が重度又は最重度(療育手帳A)であって、 火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的 に消火液を噴射し、初期火災を消火し得る もの	28, 700	8年
	電磁調理器 (卓上式)	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され、障害の程度が重度又は最重度(療育手帳A)であって18歳以上のもの(市民税非課税世帯に限る)	知的障害者が容易に使用し得るもの	41,000	6年
	障害者用防災ベスト	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され、障害の程度が重度又は最重度(療育手帳A)であって 地震発災時の安全確保が困難又は避難が著しく困難なもの	災害発生時、避難中に障害の有無を明示で きるもの	5, 000	_

- (注) 1 脳原性運動機能障害とは、乳幼児期(満3歳未満)前に発現した非進行性脳病変によってもたらされた姿勢及び運動の異常をいう。 具体的には、脳性麻痺や乳幼児期以前に発症した脳炎又は脳外傷、無酸素脳症等の後遺症等による全身性障害を有する者である。
  - 2 脳原性運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
  - 3 入浴補助用具、移動・移乗支援用具、聴覚障害者用屋内信号装置、情報・通信支援用具、情報機器については、限度額の範囲内において複数個の用具の助成をすることができるものとする。
  - 4 限度額は、消費税等を含む額とする。

別表 2 利用者負担額(第 6 条関係)

所得区分	内容	負担上限月額
生活保護	助成対象者の属する世帯が生活保護世帯である場合であるもの	0円
	助成対象者の属する世帯が市民税非課税世帯であるもの	0円
低所得	※申請のあった月の属する年度(申請のあった月が4月から6月	
	までの場合は前年度)の課税状況で判定する	
	助成対象者の属する世帯が市民税課税世帯であって、次のいずれ	37,200円
	かの要件に該当するもの	
	(1) 助成対象者が 18 歳未満であるもの	
一般 1	(2) 世帯の最多納税者の市民税額(所得割)46 万円未満のもの	
	※申請のあった月の属する年度(申請のあった月が4月から6月	
	までの場合は前年度)の課税状況で判定する	
. ńЛ. O	上記のいずれの所得区分にも該当しないもの	日常生活用具費
一般 2		助成対象外

### 備考

世帯の範囲は、助成対象者が18歳以上の障害者である場合は当該障害者とその配偶者とし、18歳未満の障害児である場合は、当該児童の保護者とする。

# 日常生活用具費助成申請書

(あて先) 浜松市長 申請者(本人または保護者) 郵便番号(〒 – ) 住 所 浜松市

> 氏 名 (対象者との続柄) 電話番号 (

年 月 日

	下記により日告	『生活用具質の助成を申請します。
	ふりがな	
	氏 名	生年月日年月日日
対	住 所	□ 申請者と同じ
		浜松市 ・ 静岡県 ・ (
象	身体障害者手帳	<ul><li>□ 肢体不自由(上肢・下肢・体幹)</li><li>□ 音声言語障害</li><li>□ 呼吸器機能障害</li><li>□ その他(</li><li>□ 等級</li></ul>
le.	療育手帳	浜松市 ・ 静岡県 ・ ( ) 第 号 程度 A・B
者	難病等患者	疾患名
	来	症状
	介護保険	□ 非該当 □ 未申請 □ 申請中( 年 月) □ 該 当(要支援 1・2 / 要介護 1・2・3・4・5)
	申請用具	
日常	※居宅生活動作補 助用具(住宅改修) 又は防災支援用具	
生活	を申請する場合は 裏面も記入してく ださい。	
用具		□ 要綱の対象要件に該当するため □ 在宅酸素療法 □ 人工呼吸器装着
名	申請理由	□ その他 (以下に記入してください。)
承諾		具費助成決定のため、私の世帯の住民登録情報、税務資料、その他について、各関係 照会・閲覧することを承諾します。

<sup>※</sup>申請の際には、見積書、用具の外観や機能がわかるもの(カタログ等)、及び課税証明書(浜松市で所 得区分が確認できない場合)を添付してください。

#### 第1号様式その1 (裏面)

### 【居宅生活動作補助用具(住宅改修)記入欄】

早宅生活動作補助田目(住宅改修)を由請する場合け 以下を記入してください

	切用兵 (住宅以修) を中間する場合は、以下を配入して、たさい。	
1 改修場所	□ 1. トイレ □ 2. 玄関 □ 3. 階段 □ 4. 浴室 □ 5. 居室	
1 改修場所 	□ 6. 台所 □ 7. 洗面所 □ 8. その他(	)
	□ 1 手すりの取付け	
	□ 2 床段差の解消	
	□ 3 床材の変更	
2 改修内容	□ 4 扉の取替え	
	□ 5 便器の取替え	
	□ 6 その他(	)
3 住宅の状況	□ 1 自宅 □ 2 借家(以下欄に家主・敷地所有者の承諾が必要)	
4 家主・敷地	住 所:	
所有者の承諾		
72113 11 273481	氏名: 連絡先:	
5 確認事項	□ 居宅生活動作補助用具の助成は、原則として1人1回であることを承知しました	0
※居宅生活動作補	i助用具(住宅改修)を申請する際には、見積書、課税証明書(浜松市で所得区分が確	
認できない場合)	に加え、改修予定箇所の写真、改修前及び改修後の予定図面を添付してください。	

### 【防災支援用具記入欄】

防災支援用具のうち、防災ベッドフレーム又は情報機器を申請する場合は1、発電機等・人工呼吸器 用外部バッテリーを由請する場合は 1~3を記入してください

111/1 HB, 7 / 7	を申請する場合は、1~3を記入して、たさい。
1 申請用具	□ 防災ベッドフレーム □ 発電機等(下記のうち、いずれか1品目を選択) □ 正弦波インバーター発電機 □ ポータブル電源(蓄電池) □ DC/AC インバーター □ 人工呼吸器用外部バッテリー (人工呼吸器を使用しており、医療保険制度の対象とならない場合に限る) □ 【再助成】人工呼吸器用外部バッテリー (助成を受けてから5年以上経過し、医療保険制度の対象とならない場合に限る) □ 情報機器
2 医療機器の使用状況	□ 使用 □ 人工呼吸器装着 □ 吸引器使用 □ 酸素濃縮器使用 □ その他( □ 未使用
3 確認事項	□ 発電機等又は人工呼吸器用外部バッテリーについて、医療機器取扱事業者や医療機関に、使用上の注意を確認しました。 ※本助成により購入した用品の使用による医療機器の故障については、市は責任を負いかねます。 □ 購入する人工呼吸器用外部バッテリーについて、医療保険制度による給付が適用されないことを確認しました。 (医療機関名: ) ※医療保険制度による給付が適用される場合は、助成の対象にはなりません。

※防災支援用具のうち、防災ベッドフレームを申請する際は、見積書、用具の外観や機能がわかるもの (カタログ等)、課税証明書(浜松市で所得区分が確認できない場合)に加え、耐震評点がわかるもの を添付してください。

# 日常生活用具費助成申請書 (継続支給用具用)

			年	月	日
	(あて先)浜松市				
		申請者(本人または保護者) 郵便番号(〒 - )			
		生 所 浜松市			
		 氏 名			
		(対象者との続柄)			
		電話番号 ( ) — — —			
	下記により日堂生	上活用具費 (継続支給用具) の助成を申請します。			
	ふりがな		18歳以	<u></u>	
	氏 名	生年月日			
	7	年	月	日生	Ē
+		静岡県	П -	<del></del>	
,		浜松市 第	日金	交付	
良	身体障害者手帳	□ 聴覚障害 □ 音声機能・言語機能障害			$\exists$
土		□ 直腸機能障害 □ 脳性麻痺等による脳原性運動機能障害			
		□ ぼうこう機能障害			
	## , <del></del>	疾患名			
	難病等患者	症状			
		□ 人工内耳用電池 (ボタン電池)			
	合付を受けたい	□ 埋込型人工喉頭用人工鼻			
F 名	常生活用具の	(通院している医療機関名: □ ストマ装具(消化器系) □ ストマ装具(尿路系) □ 紙おむ	<b>~</b>	)	
1	称	□ ろ 「	٧ ٠	)	
		   □ 月まで継続して申請。 ( 月から)			$\dashv$
;	希望する方法				
		□ 必要になった場合に随時申請。 ( 月分)			
	承 諾	□ 日常生活用具費助成決定のため、私の世帯の住民登録情報、税		ト、そ	
		の他について、各関係機関に調査・照会・閲覧することを承諾し	エリ。		

審	所得区分	非課税	課税	生保
	交付履歴	新規	再交付	
査	判定場所			
	その他			
欄	交付決定番号			

# 難病患者等診断書

患者氏名		生年月日	年		月	日生	性別	男・女		
住所	浜松市									
疾患名										
症 状 (日常生活用具を必要とする身体状況等)										
	養が可能な程度に症状が安定									
(当面、	在宅での療養が可能でとある	と判断できる	るか。)							
以上のとお	り診断します。									
	年 月 日									
		医療機関	名							
		医療機関原	所在地							
		担当医師	名							

調査書

	請年月日		年	. 月	日	申請和	者氏名	1						
対象者	住	所						•						
者	フリン	ガナ												
	氏	名												
	生年)	月日	年	月	日	性別			電話					
世						対象	者		課	税	状 況			
		氏	名		年齢	۲.	<i>の</i>	111	税区分	Ī	市民税所得	导	備	考
帯						続	柄	H/K /		É	割			
員														
0)														
状						-								
況														
			_	- /	=	17-7*	<del></del>		<u> </u>		\I/		^	عاد
	非課税	世帯	月	T A	<del></del>	障	吾 午	金		手	当		合	計
所	L 得 区 :	分												
	限 度	額	見	積	額	利用者負担額 公費2				負担額	Ę			
		円			円									
		月額負	負担上限	額						円				円
			円						<u> </u>			1		
	用	具 名	, 1	限	度 額	見	積	額	Ą	利月	月者負担		公費	負担
合	計りのした	10 TH =	л <del>-</del>	円		円			F.			P	9	
上	記のとお		忍しまし; F 月	た。 日										
			, /1	Г		調	查者							

 番
 号

 年
 月

 日

様

浜松市長

#### 日常生活用具費助成決定通知書

標記のことについて、次のとおり決定しましたので通知します。

対	住 月	۲ F					
象	フリガラ	<del>-</del>					
者	氏 名	5					
111	生年月日	3		性別		電話	
	助成番号			助成	決定日		
:	決定内容						
用目	名称						
具 業 者	所在地	i					
ß	限度額	見積額	利用者	負担額			公費負担額
	月額負担	旦上限額					

### 注意事項

- 1 利用者負担額は、用具業者に直接お支払いください。
- 2 本制度による助成を受けて購入した用具を、助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供することは、固く禁じます。
- 3 2に違反した場合は、費用の一部又は全額を返還してもらうことがあります。

# 日常生活用具費助成券

1. 助成看	番号					2. 助成为 年 月		年	Ē	月	日
3. 氏	名					4. 生年月	日日	年	月	日	
5. 住	所										
6. 保護者	<b>省</b> 氏名							7. 続	柄		
8. 用具 <i>0</i>	の名称										
用具	9. 名 称										
業者	10. 所在地										
11. 限度額 12. 見積額					13. 利用	者負担額	Į	14. 公差	費 負	担額	
15. 月額負担上限額											
16.	己のとおり	決定する	0								
	年	月	日		浜	松市長					
17. 検 4	又	受 領年月日	年月	日	18. 検収						
19. 受 危	頁	受 領 年月日	年月	日	20. 受領 氏	者 名				21. 本人と の関係	
22. 用	具業者に1 年	代理受領:	を委任し	します	委任者						印

番号年月日

様

浜松市長

## 日常生活用具費助成決定のお知らせ

## 標記のことについて、次のとおり決定しましたので通知します。

対	住	折						
象	フリガ	ナ						
	氏	名						
者	生年月	日			性別		電話	
助成番号					助成決定日			
決定内容								
用	名称							
用具業者	所在地							
限度額			見積額	利用者	負担額		公費負担額	
月額負担上隊			限額					

番号年月日

様

浜松市長

### 日常生活用具費助成却下決定通知書

年 月 日付けで申請のあった日常生活用具助成申請については、 下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

- 1 申請事項
- 2 却下の理由